

福岡県公報

令和 4 年 10 月 14 日
第 340 号

目 次

告 示 (第899号)

○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 1

公 告

○競争入札参加者の資格等 (建築指導課) …………… 2

○一般競争入札の実施 (建築指導課) …………… 3

○一般競争入札の実施 (警察本部会計課) …………… 3

○落札者等の公示 (防災企画課) …………… 9

○福岡県都市計画審議会の開催 (都市計画課) …………… 10

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 10

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 11

○競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) …………… 11

○一般競争入札の実施 (情報政策課) …………… 12

○総合特別区域法に基づく指定法人の指定 (商工政策課) …………… 16

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 16

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 16

○事業計画の変更に係る都市計画事業の施行 (公園街路課) …………… 17

○落札者等の公示 (企 画 課) …………… 17

公安委員会

○技能検定員審査の実施 (警察本部運転免許試験課) …………… 18

○運転免許取得者等教育の認定 (警察本部運転免許試験課) …………… 19

○運転免許取得者等検査の認定 (警察本部運転免許試験課) …………… 20

再 掲

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部交通企画課) …………… 20

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部交通企画課) …………… 21

○福岡県道路交通法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に
関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則
(警察本部交通企画課) …………… 21

告 示

福岡県告示第899号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和 4 年 10 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所
糸島市(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

福岡県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告する。

令和4年10月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする特定役務の種類

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち、建築一式工事

2 競争入札参加者の資格

次の(1)から(7)までのいずれにも該当しない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれ(1)に該当する者を除く。）

(4) 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課せられた者であって、当該届出の義務を履行していないもの

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

(5) 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第

226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

(6) 建設業法第2条第1項に規定する建設工事を営む者で、同法第3条第1項の規定による許可を受けていない者

(7) 建設業法第27条の23第1項の規定による審査を受けていない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等（令和4年5月1日から令和5年4月30日まで有効な「福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿」に登録されている建設業者は、この資格審査の申請をする必要はない。）

(1) 受付の時期

この公告の日から入札参加申込期限の令和4年10月28日まで随時受け付ける。

(2) 受付の場所

福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階）

福岡県建築都市部建築指導課建設業係

(3) 提出書類

提出する書類は、次のとおりとする。

ア 令和4年度の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」

イ 令和2年10月1日から令和3年9月30日までを審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(4) 提出書類の販売場所

福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階 福岡県建築都市部建築指導課内）

(5) 提出書類の作成に使用する言語等

申請書の記入は日本語で行うこと。その他の書類で外国語が記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(6) その他

申請書は、郵送では受け付けないので、必ず持参すること。

4 資格審査申請に対する問合せ先

福岡県建築都市部建築指導課建設業係

電話 092-643-3719

公告

一般競争入札を行う建設工事の工事名等を次のとおり公告する。

令和4年10月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

建築一式工事

1 工事名

福岡県警察篠栗合同庁舎（仮称）新築工事

2 施工場所

糟屋郡篠栗町

3 予定工期

令和4年度から令和6年度まで

4 工事概要

庁舎：鉄骨造り 地上7階建て 延べ12,483.89㎡

車庫：鉄骨造り 地上1階建て 延べ1,492.09㎡

5 入札を行う時期

令和4年度 第3・四半期

6 工事の概要に関する問合せ先

福岡県警察本部総務部施設課

電話 092-641-4141

公告

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年10月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 工事名

福岡県警察篠栗合同庁舎（仮称）新築工事

2 工事場所

糟屋郡篠栗町

3 工事概要

建築一式工事（庁舎（鉄骨造、地上7階建、延床面積12,483.89㎡）、車庫（鉄骨造、地上1階建、延床面積1,492.09㎡）ほかの新築工事）

4 使用する主要な資機材

コンクリート 約8,200㎡

鉄筋 約610t

鉄骨 約2,030t

5 工期

令和5年2月定例県議会に係る契約の効力発生の日から令和7年3月17日（月曜日）まで

6 工事の発注方式

(1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の対象工事である。

(2) 本工事は、最低制限価格制度を適用せず、低入札価格調査制度を適用する。

(3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び数値的判断による失格基準を設けている。

なお、詳細は「福岡県警察本部建設工事低入札価格調査実施要領（以下「低入札価格調査実施要領」という。）による。

(4) 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

(5) 本工事は、福岡県公共工事暴力団排除協議会等実施要領に基づく暴力団排除協議会を設置して、暴力団等の不当な介入を排除する取組を実施する工事である。

(6) 本工事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を経て本契約となるものである。

7 電子入札に関する事項

本工事は、電子入札システムにより入札手続（競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで）を行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札システムによ

りがたい場合は、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。

8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 入札手続に関すること

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部総務部施設課契約係

電話番号 092-641-4141 内線2284

(2) 工事に関すること

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部総務部施設課建設係

電話番号 092-641-4141 内線2303

9 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

建築一式工事について、「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」（平成28年3月福岡県告示第219号）に定める資格を開札時から契約の効力が発生する時まで継続して得ていること。

10 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

この工事は、特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）による共同施工方式とし、各構成員が令和4年10月28日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

(1) すべての構成員に対する条件

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。

なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。

ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）。

オ 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者でないこと。

カ 建築工事業について、建設業法第3条の規定による許可を有して営業年数が3年以上あり、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

キ 3者組合せによるJVで施工すること。

なお、出資割合は20%以上であること。また、各構成員は本工事に係る他のJVの構成員となることができない。

(2) JVの代表構成員に対する条件

ア 平成19年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、階数が3以上、かつ、4,900㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

なお、面積は建築基準法（昭和25年法律第201号）による建物1棟分の延床面積とする。

イ 建築工事業について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、現場説明書等に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

ウ 建築一式工事について、審査基準日が令和2年10月1日から令和3年9月30日までにある経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（以下「評点」という。）が1,190点以上であること。ただし、(1)のエに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が1,190点以上で

あること。

エ 構成員中、最大の施工能力を有し、かつ、出資割合が最大であること。

(3) J Vの他の構成員2者のうち1者に対する条件

ア 平成19年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、1,200㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。

イ 建築工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される場合及び現場説明書等に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

ウ 建築一式工事について、審査基準日が令和2年10月1日から令和3年9月30日までにある評点が900点以上であること。ただし、(1)のエに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が900点以上であること。

(4) J Vの他の構成員2者のうち他の1者に対する条件

ア 平成19年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、600㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。

イ 建築工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法施行令第27条第2項が適用される場合及び現場説明書等に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

ウ 建築一式工事について、審査基準日が令和2年10月1日から令和3年9月30日までにある評点が750点以上であること。ただし、(1)のエに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が750点以上であるこ

と。

11 総合評価に関する事項等

(1) 評価項目と評価基準

各評価項目について別に定める評価基準（福岡県警察ホームページ掲載の「別表1：評価項目及び評価基準」）に基づき評価する。

(2) 総合評価の方法

「10 入札参加条件」を満たす入札参加者（共同企業体のことをいう。）全てに標準点（100点）を与え、さらに上記(1)により評価した評価項目について、0点～30点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得られた評価値により行う。

$$\text{標準点} + \text{加算点} = 100\text{点} + (0 \sim 30\text{点})$$

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$

(3) 技術資料の作成

技術資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

12 入札説明書の交付

(1) 期間

令和4年10月14日（金曜日）から同年11月29日（火曜日）までの毎日（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

8の(1)の部局とする。また、福岡県警察のホームページからダウンロードして入手することも可能である。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封の上、8の(1)の部局に請求すること。

13 契約条項等を示す場所及び日時

本件工事に係る工事請負契約書案の縦覧を8の(1)、設計図面及び仕様書の縦覧を8の(2)の部局で行う。

(1) 縦覧期間

縦覧期間は、令和4年10月14日（金曜日）から同年12月26日（月曜日）までの県

の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

(2) 設計図面の配付

設計図面については、令和4年10月14日（金曜日）から同年11月21日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで8の(2)の部局において配付する。希望者は、FAXにより申し込んだ後に受け取ること。

14 入札参加申込みの受付

(1) 電子入札方式による場合

令和4年10月14日（金曜日）から同年10月28日（金曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前9時00分から午後5時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、持参又は郵送を必要とする書類については、8の(1)の場所に上記の期間の毎日（県の休日を除く。）、午前9時00分から午後5時00分までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

(2) 紙入札方式による場合

持参又は郵送により、8の(1)の場所に、令和4年10月14日（金曜日）から同年10月28日（金曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前9時00分から午後5時00分までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

15 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法

(1) 受領期間

ア 電子入札方式による場合

令和4年12月19日（月曜日）から同年12月26日（月曜日）午前10時00分までの電子入札システム稼働時間

イ 紙入札方式による場合

持参により提出する場合は、令和4年12月19日（月曜日）午前9時00分から同年12月26日（月曜日）午前10時00分まで（県の休日を除く。）に提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、令和4年12月19日（月曜日）午前9時00分から同年12月23日（金曜日）午後5時00分までに提出すること。

(2) 提出場所

8の(1)に同じ

(3) 提出方法

ア 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

イ 紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

ウ 入札執行回数は、1回とする。

エ その他、入札説明書、入札心得及び福岡県電子入札運用基準の規定による。

16 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（小細目まで記載のもの。以下同じ。）を電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、入札書提出時に8の(1)の場所に持参又は郵送により提出すること。

なお、入札に際し、工事費内訳書の提出がない場合は、入札に参加することができない。

17 技術提案の提出

入札説明書に示す期限までに提出された技術提案のうち、発注者が採用すると通知した技術提案を所定の様式に記載の上、入札書提出時に電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、入札書提出時に8の(1)の場所に持参又は郵送により提出すること。

18 開札の日時及び場所

(1) 日時

入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

19 入札保証金

見積金額（消費税及び地方消費税を含む額。以下同じ。）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

(2) 全ての構成員について、開札の日から過去2年以内に、本県若しくは本県以外の

地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

20 契約保証金

契約金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは100分の30以上）の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは100分の30以上））を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 保険会社、銀行、農林中央金庫又は予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関（以下「保険会社等」という。）と工事履行保証契約（契約金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは100分の30以上））を締結し、当該保険会社等がその証書を提出する場合

21 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 金額を訂正した入札
- (3) 法令又は入札説明書及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反している入札
- (4) 同一入札者が二以上の入札（他人のICカードを使用しての入札を含む。）をした場合、当該入札者のすべての入札
- (5) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (6) 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名がなく）、入札者が判明しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札保証金が19に規定する金額に達しない入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反する者（競争参加資格の確認を受けた者で、その後契約の効力が発生するまでの間に指名停止措置を受けた者等入札参加

条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(10) くじ番号の記載がない入札（くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。）

- (11) 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書の提出がない入札
- (12) 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札
- (13) 入札書提出時に、採用された内容と異なる技術提案を提出した入札

22 落札者の決定方法及び落札者決定通知

(1) 落札者の決定方法

- ア 開札後は、落札者の決定を保留し入札を終了する。
- イ 予定価格と数値的判断による失格基準の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、11の(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。
- ウ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。
- エ 落札候補者の入札価格が調査基準価格以上であれば、その者を落札者として決定する。
- オ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であれば、落札者の決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。
- カ 低入札価格調査を行うこととなった場合は、調査基準価格を下回る入札を行った者（低入札価格調査実施要領第6条第1項における数値的判断による失格基準に該当する者を除く。以下「低入札価格入札者」という。）全てに対し、開札後の令和4年12月26日（月曜日）中に、低入札価格調査に係る調査書類の提出について、ファクシミリにより通知するものとする。
- キ カの通知を受けた低入札価格入札者は、調査書類を作成し、令和5年1月6日（金曜日）午後5時00分までに8の(1)の場所に持参しなければならない。
- ク 低入札価格調査は、落札候補者のほか、複数の者について並行して行うことがある。
- ケ 低入札価格調査の対象者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。なお、事情聴取等の日程等については、改めて通知する。
- コ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認めるときは、

その者を落札者として決定する。

サ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないと認めたときは、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次イ以降の方法により落札者を決定する。

(2) 落札者決定通知

ア 時期

(ア) 上記(1)のエにより落札者が決定した場合

令和4年12月26日（月曜日）

(イ) 上記(1)のコ又はサの方法で落札者が決定した場合

令和5年1月中旬（予定）

イ 方法

電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による入札を行った者に対しては、書面により通知する。また、当該入札結果を落札者決定日の翌日から8の(1)の場所において閲覧に供するほか、福岡県のホームページに掲載する方法により公表する。

23 9の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等

(1) 入札参加申込時において、建築一式工事について、令和4年5月1日から令和5年4月30日まで有効な「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」に定める資格を得ていない者等についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は、入札参加申込みの受付期限日まで随時受け付ける。

(2) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評定値等を満たすことを条件として入札書を受領する。

(3) 次のとおり随時入札参加資格申請を受け付ける。

ア 申請書の入手先

福岡県建築都市部建築指導課内（県庁行政棟7階北棟）

イ 申請書の価格

510円（消費税及び地方消費税を含む。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

ウ 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築指導課建設業係（県庁行政棟7階北棟）

電話番号 092-643-3719

エ 受付日時

県の休日を除く毎日、午前9時30分から午後4時00分まで

オ 申請書の作成に用いる言語

日本語

24 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

(1) 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第4条第2項及び第5項に規定する契約保証金の額を、請負代金額（消費税及び地方消費税を含む額。以下同じ。）の10分の3以上とすること。

(2) 契約書第35条第1項に規定する前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内とすること。また、契約書第35条第5項及び第6項もこれに準じて割合を変更すること。

(3) 契約書第55条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額の10分の3とすること。

(4) 契約書第10条第1項第2号に規定する主任技術者又は監理技術者とは別に、10の(2)のイに規定する入札参加条件を満たす技術者（以下「増員配置技術者」という。）1名を専任で配置することとし、調査基準価格を下回って落札した者が共同企業体の場合は、代表構成員が増員配置技術者を配置するものとする。

なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、主任技術者又は監理技術者を補助し、主任技術者及び監理技術者と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うこと。

(5) 契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人及び同項第2号に規定する主任技術者は、他工事との兼務は認めないものとする。

25 その他

- (1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本公告における当該調達は、政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）の適用を受ける。
- なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(4) 調達手続の停止等

政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (5) 詳細は、入札説明書による。
- (6) 契約書の作成を要する。
- (7) 落札者は、契約の締結に当たって、工事請負契約書第 48 条の 3 第 1 項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人等としないこと等について誓約する誓約書を提出することとし、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

26 Summary

(1) Subject matter of contract :

Construction work of New Sasaguri Office Building of Fukuoka Prefectural Police (tentative name)

(2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for confirmation of eligibility to participate :

5 : 00 P. M. on 28 October 2022.

(3) Deadline for the submission of bids via electronic bidding system :

10 : 00 A.M. on 26 December 2022.

(Must be received by 10 : 00 A.M. on 26 December 2022 if submitted in person, or by 5 : 00 P. M. on 23 December 2022 by post) .

(4) Contact

Facilities Division

General Affairs Department

Fukuoka Prefectural Police Headquarters

7 - 7, Higashi - koen, Hakata - ku, Fukuoka - shi, Fukuoka - ken, Japan 812 - 8576

TEL 092 - 641 - 4141 (ex. 2284)

(If you have any questions regarding bidding, please contact the above department)

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 4 年 10 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 工事名

福岡県震度情報ネットワークシステム更新工事

2 工事場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県庁舎 外 109 箇所

3 工事概要

福岡県が平成 22 年度に市町村等に設置した計測震度計の更新（109 箇所）及び県庁統制局の送受信装置 1 式を更新するもの。

4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部防災危機管理局防災企画課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号（県庁北棟 3 階）

5 落札者を決定した日

令和 4 年 8 月 5 日

6 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社日立製作所九州支社

(2) 住所

福岡市早良区百道浜二丁目 1 番 1 号

7 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

439,632,028円

8 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

9 入札公告日

令和 4 年 6 月 22 日

公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき開催される第 240 回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

令和 4 年 10 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 日時

令和 4 年 10 月 21 日 10 時 30 分

2 会場

福岡市中央区天神一丁目 1 番 1 号

アクロス福岡 7 階 大会議室

3 予定議案

(1) 北野大刀洗都市計画道路の変更について

(2) 遠賀広域都市計画道路の変更について

(3) 遠賀広域都市計画道路の変更について

4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の 30 分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることがある。

公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から 1 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 10 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 （仮称）ドラッグストアモリ八女本村店

(2) 所在地 八女市本村字荷稻 610 番外

2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

○以下の項目については修正が必要

P 23 4 廃棄物等の運搬・処理計画

(1) 廃棄物等の運搬方法

項目「紙製廃棄物等」については、予定業者等の「資源物回収業者又は自己搬入」を「八女市許可業者」に変更。

P 24 (2) 廃棄物等の処理方法

項目「紙製廃棄物等」については、処理予定業者等の「資源化業者又は八女西部リサイクルプラザ」を「八女市許可業者」に変更。

理由：事業所から排出される廃棄物については、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に該当し、今回の紙製廃棄物等（ダンボール）については、事業系一般廃棄物と判断される。

八女市内で排出される「一般廃棄物」については、家庭系であれ事業系であれ八女市で処理しなければならない。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 1 項）

※詳細は、市民部環境課と協議すること。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年10月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
柳川市三橋町柳河字寺前775番1、775番2、776番、777番1、777番2、778番1、778番2の一部、780番1、780番2の一部、782番1及び782番3並びに字北寺821番3から821番5まで並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大川市大字九網159番地

古賀家具工業株式会社

代表取締役 古賀 善智

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和4年10月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
庁内ウェブ会議システム構築業務委託
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個

- 人にある場合は本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にある場合は財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にある場合は貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にある場合は、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000 シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和4年11月1日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける業務委託契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年10月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約の名称

庁内ウェブ会議システム構築業務委託

(2) 契約内容及び仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 履行場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県企画・地域振興部情報政策課庁内デジタル化推進係

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加者資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和4年11月24日（木）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	機械器具（電気通信機器）	A A
13	04	調査統計	A A
13	07	ソフトウェア開発	A A

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生

法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）。

(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該業務委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課庁内デジタル化推進係（県庁行政棟6階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3198（ダイヤルイン）

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

令和4年10月14日（金）から令和4年10月24日（月）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで（午前11時30分から午後0時30分を除く。）

(2) 交付場所

5の部局とする。

9 入札説明会の開催

(1) 日時

令和4年10月17日（月）午後2時00分から

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟9階北棟西側 情報政策課ミーティングルーム

10 入札参加申請書の提出期限等

(1) 提出期限

令和4年10月24日（月） 午後5時00分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

(4) その他

ア 入札参加の申請をしない者は、本件入札に参加することができない。

イ 本件入札において提出された資料等は返却しない。

ウ 入札参加申請後、入札参加を辞退する場合は「入札辞退届」を5の部局に提出すること。

11 仕様申立書の提出及び承認

納入しようとする製品が、1の(2)に示した仕様を満たす製品であることの証明として、「仕様申立書」を以下のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和4年11月10日（木） 午後5時00分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

(4) その他

ア 提出した仕様申立書について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

イ 令和4年11月14日（月）までに5の部局の承認を得られない場合には、入札に参加できないものとする。

12 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法等

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和4年11月22日（火） 午後5時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

なお、入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「11月24日開封庁内ウェブ会議システム構築業務委託に係る入札書在中」と朱書きしなければならない。郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「11月24日開封庁内ウェブ会議システム構築業務委託に係る入札書在中」と朱書きしなければならない。

(4) 注意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ 入札書の記名・押印は、本県に登録している代表者本人（以下「入札者」という。）の名前を記載し、代表者の印鑑を押印すること。

なお、入札手続きを入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の記名・押印は当該委任状により委任された代理人（以下「代理人」という。）の名前を記載し、代理人の印鑑（私印）を押印すること。

ウ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札

を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

13 開札の日時、場所及び方法等

(1) 日時

令和 4 年 11 月 24 日（木） 午前 10 時 00 分

(2) 場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県庁行政棟 9 階北棟西側 情報政策課ミーティングルーム

(3) 方法

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(4) 落札者がない場合の措置

開札の結果、落札者がない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 8 の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての同意が得られれば、その場で再度入札を行う。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（入札書に記載する入札金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した額）の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の 100 分の 5 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する

こと。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13 の (4) により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到着しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が上記 14 の (1) に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加者資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

16 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。
- (2) この調達契約は、世界貿易機構（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

18 Summary

- (1) The name of contract matter
Business consignment contract of the construction for closed area network video conference system.
- The details are described in the manual of this tender.
- (2) Contract Period
From the date of contract conclusion to 31 March, 2023
- (3) Delivery Location
Please find attached information for public tender
- (4) Time Limit of Tender
5 : 00 P. M. 22 November, 2022
- (5) Contact Point for Notice
Information Policy Division,
Fukuoka Prefectural Office,
7 - 7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan
TEL 092 - 643 - 3198
FAX 092 - 643 - 3121

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

令和 4 年 10 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
ユニプレス九州株式会社	京都郡みやこ町勝山松田507番地	令和 4 年 9 月 29 日	令和 7 年 9 月 28 日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 10 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市山隈字東山215番19
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市山隈211番地7
田籠 康純

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 10 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大野城市川久保二丁目17番12及び17番18
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大野城市乙金一丁目 5 番 24 号

関 毅

公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第 66 条の規定により次のように公告する。

令和 4 年 10 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 筑後中央広域都市計画公園事業
- (2) 名称 9・6・5001号及び9・6・8001号 筑後広域公園

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所 柳川市三橋町今古賀 8 番 1 号
福岡県八女県土整備事務所 八女市本村 25 番地

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

平成 8 年 2 月 29 日建設省告示第 289 号、平成 14 年 3 月 29 日九州地方整備局告示第 76 号、平成 16 年 1 月 5 日九州地方整備局告示第 3 号、平成 18 年 3 月 8 日九州地方整備局告示第 47 号、平成 19 年 3 月 27 日九州地方整備局告示第 83 号、平成 20 年 9 月 18 日九州地方整備局告示第 114 号、平成 22 年 12 月 27 日九州地方整備局告示第 150 号、平成 25 年 1 月 25 日九州地方整備局告示第 12 号、平成 29 年 3 月 22 日九州地方整備局告示第 64 号及び令和 2 年 2 月 20 日九州地方整備局告示第 11 号の事業地に、福岡県筑後市大字北長田字庚申土居及び字松ノ木地内を加える。

(2) 使用の部分

変更なし

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 4 年 10 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 工事名

池町川第二放水路（仮称）築造工事

2 工事場所

久留米市梅満町

3 工事概要

工事延長 L = 729.3m

泥土圧式シールド工（外径 6.0m） L = 715.8m

発進立坑築造工（鋼製セグメント圧入工） N = 1 式

到達立坑築造工（鋼製セグメント圧入工） N = 1 式

4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県久留米県土整備事務所

(2) 所在地

久留米市新合川 1 - 7 - 27

5 落札者を決定した日

令和 4 年 8 月 3 日

6 落札者の氏名等

(1) 氏名

安藤ハザマ・日本国土開発・井樋特定建設工事共同企業体

(2) 代表者

株式会社安藤・間九州支店

(3) 代表者住所

福岡市中央区大名一丁目 8 番 10 号

7 落札金額（消費税及び地方消費税を含む。）

5,668,051,400円

8 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

9 入札公告日

令和4年4月15日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第245号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のように公示する。

令和4年10月14日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

技能検定員審査

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の方法

規則第4条第1項又は同条第2項に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日	時	項目	場 所	審査種別
令和4年11月14日（月曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで		知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号 ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	/
令和4年11月15日（火曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで				

令和4年11月21日（月曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで	技能	糟屋郡志免町王子一丁目28番16号 アイルモータースクール博多の森	普通免許
令和4年11月22日（火曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで		北九州市小倉北区西港町15番地の5 西港自動車学校	大型、中型、準中型、大型特殊、牽引、大型第二種、中型第二種及び普通第二種免許
令和4年11月24日（木曜日） 午前9時00分から午後1時00分まで		福岡市城南区田島六丁目12番26号 福岡県自動車学校	大型二輪、普通二輪免許

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	23,400円
普通免許	19,500円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	14,700円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	21,500円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面
- ※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。
郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。
- ※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和4年11月4日（金曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和4年11月2日（水曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

- (1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。
- (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。
- (3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係
 郵便番号 811-1392
 所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号
 電話番号 092-566-2892

福岡県公安委員会告示第250号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定に基づき、運転免許取得者等教育を次のとおり認定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年10月14日

福岡県公安委員会

名称及び住所並びに代表者の氏名	施設の名称及び所在地	課程の区分	課程の名称	認定年月日
株式会社東福岡自動車学校 福岡市東区舞松原一丁目14番1号 嘉久 明子	東福岡自動車学校 福岡市東区舞松原一丁目14番1号	3号課程	高齢者講習 同等課程	令和4年 9月15日
有限会社古賀自動車学校 古賀市千鳥五丁目4番5号 阿部 長夫	古賀自動車学校 古賀市千鳥五丁目4番5号	3号課程	高齢者講習 同等課程	令和4年 9月15日
株式会社福岡市自動車学校 福岡市東区下原五丁目884番地 井上 博行	福岡市自動車学校 福岡市東区下原五丁目884番地	3号課程	高齢者講習 同等課程	令和4年 9月15日
K Gホールディングス株式会社 福岡市中央区天神三丁目9番33号 中島 洋美	モータースクールいとう づの森 北九州市小倉北区泉台四丁目6番1号	3号課程	高齢者講習 同等課程	令和4年 9月15日
有限会社城野自動車学校 北九州市小倉北区霧ヶ丘一丁目15番1号 野中 裕人	城野自動車学校 北九州市小倉北区霧ヶ丘一丁目15番1号	3号課程	高齢者講習 同等課程	令和4年 9月15日
K Gホールディングス株式会社 福岡市中央区天神三丁目9番33号 中島 洋美	苅田自動車学校 京都市苅田町大字集2637番地	3号課程	高齢者講習 同等課程	令和4年 9月15日
株式会社北九州自動車学校 北九州市八幡西区鳴水町14番1号 中島 洋美	黒崎ドライビングスクール 北九州市八幡西区鳴水町14番1号	3号課程	高齢者講習 同等課程	令和4年 9月15日
有限会社小倉自動車学校 北九州市小倉北区霧ヶ丘一丁目16番1号 辰本 誠一郎	小倉自動車学校 北九州市小倉北区霧ヶ丘一丁目16番1号	3号課程	高齢者講習 同等課程	令和4年 9月15日
株式会社日本自動車学園 北九州市小倉南区葉山町二丁目7番1号 嘉久 明子	北方自動車学校 北九州市小倉南区葉山町二丁目7番1号	3号課程	高齢者講習 同等課程	令和4年 9月15日
株式会社筑後自動車学校 筑後市大字久富1133番地 牛島 護巖	筑後自動車学校 筑後市大字久富1133番地	3号課程	高齢者講習 同等課程	令和4年 9月15日

K G ホールディングス株式会社 福岡市中央区天神三丁目 9 番 33 号 中島 洋美	瀬高自動車学校 みやま市瀬高町長田 3539 番地 4	3 号課程	高齢者講習 同等課程	令和 4 年 9 月 15 日
有限会社西江興産 八女市大字平田 388 番地 西江 博樹	八女中央自動車学校 八女市大字平田 388 番地	3 号課程	高齢者講習 同等課程	令和 4 年 9 月 15 日

福岡県公安委員会告示第 251 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 108 条の 32 の 3 第 1 項の規定に基づき、運転免許取得者等検査を次のとおり認定したので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 4 年 10 月 14 日

福岡県公安委員会

名称及び住所並びに 代表者の氏名	施設の名称及び 所在地	方法の区分	方法の 名 称	認 定 年月日
株式会社東福岡自動車学校 福岡市東区舞松原一丁目 14 番 1 号 嘉久 明子	東福岡自動車学校 福岡市東区舞松原一 丁目 14 番 1 号	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和 4 年 9 月 15 日
有限会社古賀自動車学校 古賀市千鳥五丁目 4 番 5 号 阿部 長夫	古賀自動車学校 古賀市千鳥五丁目 4 番 5 号	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和 4 年 9 月 15 日
株式会社福岡市自動車学校 福岡市東区下原五丁目 884 番地 井上 博行	福岡市自動車学校 福岡市東区下原五丁 目 884 番地	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和 4 年 9 月 15 日
K G ホールディングス株式会社 福岡市中央区天神三丁目 9 番 33 号 中島 洋美	モータースクールい とうづの森 北九州市小倉北区泉 台四丁目 6 番 1 号	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和 4 年 9 月 15 日
有限会社城野自動車学校 北九州市小倉北区霧ヶ丘一丁目 15 番 1 号 野中 裕人	城野自動車学校 北九州市小倉北区霧 ヶ丘一丁目 15 番 1 号	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和 4 年 9 月 15 日
K G ホールディングス株式会社 福岡市中央区天神三丁目 9 番 33 号 中島 洋美	荇田自動車学校 京都郡荇田町大字集 2637 番地	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和 4 年 9 月 15 日

株式会社北九州自動車学校 北九州市八幡西区鳴水町 14 番 1 号 中島 洋美	黒崎ドライビングス クール 北九州市八幡西区鳴 水町 14 番 1 号	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和 4 年 9 月 15 日
有限会社小倉自動車学校 北九州市小倉北区霧ヶ丘一丁目 16 番 1 号 辰本 誠一郎	小倉自動車学校 北九州市小倉北区霧 ヶ丘一丁目 16 番 1 号	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和 4 年 9 月 15 日
株式会社日本自動車学園 北九州市小倉南区葉山町二丁目 7 番 1 号 嘉久 明子	北方自動車学校 北九州市小倉南区葉 山町二丁目 7 番 1 号	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和 4 年 9 月 15 日
株式会社筑後自動車学校 筑後市大字久富 1133 番地 牛島 護巖	筑後自動車学校 筑後市大字久富 1133 番地	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和 4 年 9 月 15 日
K G ホールディングス株式会社 福岡市中央区天神三丁目 9 番 33 号 中島 洋美	瀬高自動車学校 みやま市瀬高町長田 3539 番地 4	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和 4 年 9 月 15 日
有限会社西江興産 八女市大字平田 388 番地 西江 博樹	八女中央自動車学校 八女市大字平田 388 番 地	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和 4 年 9 月 15 日
有限会社古賀自動車学校 古賀市千鳥五丁目 4 番 5 号 阿部 長夫	宗像自動車学校 宗像市池田 1732 番地	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和 4 年 9 月 29 日

再 掲

福岡県公告式条例（昭和 25 年福岡県条例第 46 号）第 4 条第 2 項において準用する同条例第 2 条第 2 項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会告示第 243 号

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 4 項第 8 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県道路交通法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則（令和 4 年福岡県公安委員会規則第 11 号）を制定したので、同条例第 41 条第 5 項の規定に基づき、次のように告示する。

令和 4 年 9 月 29 日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）が制定され、その一部が令和4年10月1日から施行されることに伴い、福岡県道路交通法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正するものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の施行の日

令和4年10月1日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（https://www.police.pref.fukuoka.jp/）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課法規係に備え置く。

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会告示第244号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準等の一部を改正したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和4年9月29日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の制定等に伴い、所要の規定の整理をしたものですが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものです。

2 基準の施行の日

令和4年10月1日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（https://www.police.pref.fukuoka.jp/）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課法規係に備え置く。

福岡県公安委員会公告式規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第18号）第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会規則第11号

福岡県道路交通法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和4年9月29日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

（福岡県道路交通法施行細則の一部改正）

第1条 福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第19条の2を第19条の3とし、第19条の次に次の1条を加える。

（是正措置命令）

第19条の2 法第74条の3第8項の規定により是正措置をとるべきことを命ずるときは、是正措置命令書（様式第35号の2）によって行うものとする。


様式目次中第35号の項の次に次のように加える。

第35号の2	是正措置命令書	第19条の2
--------	---------	--------

様式第24号（裏）中「第119条の2第1項第3号」を「第119条の2の2第2項」に改める。

様式第35号の次に次の1様式を加える。

様式第35号の2（第19条の2関係）

第 号	是正措置命令書			年 月 日
住 所	殿	福岡県公安委員会 		
理 由	次の理由により、自動車の安全な運転が確保されていないと認めますので、道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第8項の規定に基づき、是正のために必要な措置をとるべきことを命じます。			
是正のために 必要な措置				
(教示) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。				

(A4)

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部改正)

第 2 条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則 (平成14年福岡県公安委員会規則第17号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第 19 条の項の次に次のように加える。

第19条の 2	法第74条の 3 第 8 項	運転代行業法第19条第 1 項の規定により読み替えて適用される法第74条の 3 第 8 項
	是正措置命令書 (様式第35号の 2)	是正措置命令書 (運転代行業法施行規則様式第 6 号)

様式第 6 号を次のように改める。

様式第6号（第2条関係）

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">是正措置命令書</p> <p>住 所 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">福岡県公安委員会 </p> <p>次の理由により、自動車の安全な運転が確保されていないと認めますので、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第8項の規定に基づき、是正のために必要な措置をとるべきことを命じます。</p>	<p>理 由</p>	<p>是正のために必要な措置</p>	<p>(教示) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができません。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできません。 なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができません。</p>
--	------------	--------------------	--

(A4)

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。